

「固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準」等の設定について（案）

平成20年6月23日

地方独立行政法人会計基準等研究会

1 地方独立行政法人の固定資産の減損に関する基本的考え方

固定資産の減損に係る会計基準の適用は、企業会計の基準では、収益性の低下等により投資額の回収が見込めなくなった固定資産について、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、損失を将来に繰り延べないために行われる会計処理であるとされている。

一方、公共的な性格を有し、利益の獲得をその本来の目的とはしない地方独立行政法人について、企業会計の基準をそのまま適用することは困難であると考えられる。

地方独立行政法人会計基準等研究会においては、この点を踏まえ検討を行い、「固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準」及び「固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準注解」の設定を行った。

公営企業型以外の地方独立行政法人については、(国の)独立行政法人に適用される基準にならない、固定資産のサービス提供能力に着目した基準の設定を行った。

公営企業型地方独立行政法人については、原則として独立採算により運営される事業であり、その効率的な経営を促す観点から、基本的に企業会計の固定資産の減損に係る会計基準を採用することとしつつ、「その性質上当該公営企業型地方独立行政法人の事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」や「当該公営企業型地方独立行政法人の性質上能率的な経営を行ってもなおその事業の経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難である認められる経費」については設立団体が負担するものとされていること、公営企業は営利を目的とするものではなく、「料金は公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし」なければならないとされていること等、公営企業型地方独立行政法人の特性を踏まえ、必要な調整を図ることとした。

なお、本研究会においては、「固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準」及び「固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準注解」の設定にあわせて、会社法施行等に伴う「地方独立行政法人会計基準」及び「地方独立行政法人会計基準注解」の改訂についても検討を行った。

2 「固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準」と「地方独立行政法人会計基準」の関係

「固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準」及び「固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準注解」は、「地方独立行政法人会計基準」及び「地方独立行政法人会計基準注解」の基本構造の下での固定資産の減損に係る会計上の取扱いを定めたものであり、「地方独立行政法人会計基準」及び「地方独立行政法人会計基準注解」の別冊として設定することが適当である。

3 適用時期

(1) 公営企業型以外の地方独立行政法人の適用時期

公営企業型以外の地方独立行政法人については、(国の)独立行政法人において既に平成18事業年度から減損会計が適用されており、地方独立行政法人についても早期の適用が望まれること、地方独立行政法人において適用に向けた準備期間が必要であることなどから、原則として平成21事業年度から適用することが適切である。なお、法人が希望する場合は、平成20事業年度からの早期適用も可能とすることが適切である。

(2) 公営企業型地方独立行政法人の適用時期

公営企業型地方独立行政法人に適用される固定資産の減損に係る会計基準及び注解(当該基準及び注解の設定に伴う公営企業型地方独立行政法人に適用される会計基準及び注解の改訂を含む。以下「公営企業型減損会計基準及び注解」という。)については、公営企業型地方独立行政法人における必要な準備期間等を考慮し、平成22事業年度から、その他の公営企業型地方独立行政法人に適用される会計基準及び注解(以下「公営企業型会計基準及び注解」という。)の改訂については平成21事業年度から適用することが適切である。なお、公営企業型減損会計基準及び注解については平成21事業年度から、その他の公営企業型会計基準及び注解の改訂については平成20事業年度からの早期適用を可能とするとともに、中期計画の記載事項に係る公営企業型会計基準及び注解の改訂については、平成21事業年度以後、最初に行われる中期計画の作成又は変更から適用することを可能とすることが適切である。